

## 60～65 歳未満の対象者について

### (定期 B 類:インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナ、带状疱疹)

60～65 歳未満の方であって、下記に該当する場合、定期接種の対象となります。

○インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナ

・心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省で定めるもの(※1)に該当すること

○带状疱疹

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省で定めるもの(※1)に該当すること

(※1 平成 13 年 11 月 7 日付健発第 1058 号厚生労働省健康局長通知)

① 接種を希望する方が、坂井市民であること

② 身体障害者手帳を所持している →A へ  
身体障害者手帳を所持していない →B へ

#### **A:身体障害者手帳所持者**

心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能で 1 級であり、次期再認定以内

※带状疱疹は免疫機能の障害のみ対象

(注意事項)

- ・肢体不自由や直腸などの障害では該当になりません。
- ・複数の障害があり、総合級で 1 級となっている場合は、該当しません。  
あくまで心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能のいずれかで 1 級であること。

#### **B:心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能の障害を有するが、身障手帳は所持していない**

⇒ 医師意見書の提出が必要です。事前に健康増進課までご連絡ください。

※厚生労働省で定める対象者は、下記のとおりです。

心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は、次のいずれかに該当するものとする。(身体障害者障害程度 1 級に該当) ※1

※带状疱疹は以下の「エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害」該当者のみ対象

#### ア 心臓機能障害

(ア)次のいずれか二以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰返しアダムストークス発作が起こるもの。

- a 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの
- b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

- c 心電図で脚ブロック所見があるもの
  - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
  - e 心電図で第二度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
  - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの
  - g 心電図で ST の低下が 0.2mV 以上の所見があるもの
  - h 心電図で第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導(ただし V1 を除く。)のいずれかの T が逆転した所見があるもの
- (イ)人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

## イ じん臓機能障害

じん臓機能障害検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10mL/分未満、又は血清クレアチン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血清浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

## ウ 呼吸器機能障害

予測肺活量一秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため、予測肺活量一秒率の測定ができないもの、予測肺活量一秒率が 20 以下のもの又は動脈血 O<sub>2</sub> 分圧が 50Torr 以下のもの。予測肺活量一秒率とは、一秒量(最大呼気位から最大努力下呼出の最初の一秒間の呼気量)の予測肺活量(性別、年齢、身長に合わせて正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。

## エ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫のウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア)CD 四陽性 T リンパ球数が 200/μl 以下で、次の項目(a~l)のうち六項目以上が認められるもの。

- a 白血球数について3,000/μl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- b Hb 量について男性 12g/dl未満、女性 11g/dl未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- c 血小板数について 10 万 0/μl 未満の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- d ヒト免疫不全ウイルス-RNA 量について5,000コピー/ml以上の状態が四週以上の間隔をおいた検査において連続して二回以上続く
- e 一日一時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に七日以上ある
- f 健常時に比し 10%以上の体重減少がある
- g 月に七日以上の不定の発熱(38℃以上)が二か月以上続く
- h 一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月の七日以上ある
- i 一日に二回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に七日以上ある
- j 口腔内カンジタ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
- k 生鮮食料品に摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- l 軽作業を越える作業の回避が必要である

(イ)回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態なもの